

# 人工妊娠中絶訴訟

## 社説

人工妊娠中絶について定められた母体保護法は「本人と配偶者の同意を得て中絶を行うことができる」と規定する。ただしDVを受けるなど同意を得ることが難しい場合、本人の意思のみで可能とするのが厚生労働省の見解だ。

この「配偶者同意」を巡り、注目された裁判の判決が福岡高裁那覇支部であつた。同意なしに女性の中絶手術をしたのは母体保護法違反だとし、夫だった男性が県内の医師に損害賠償を求めた訴訟は、医師の過失は認められないとした一審判決を支持し、控訴を棄却した。

医師側の主張がおおむね認められた形だ。女性の自己決定権の尊重という観点からも妥当な判断と言えるだろう。

判決によると、女性は2017年、中絶を希望し県内の医療機関を受診。「配偶者と離婚調停中で同意が得られず、DVのような行為もあつて」と裁判所は、離婚の説明が変わったことを確認しなかつた点は不適切とする一方で、DVのような行為もあつては大きい」と語った。

裁判所は、離婚の説明がわり立つており、調査権限がないと裁判所に認められたこと、Vのような行為で婚姻関係が破綻状態にあるという説明に大筋で変遷はなかつた点を重視。

## 「夫同意」なくす議論も

た」と説明した。後日、実際は離婚していないにもかかわらず、「生活費を入れてくれず、離婚した」と説明を変え、夫の署名がない同意書を提出した。

原告の男性はDVを否定し、中絶したことで精神的苦痛を受けたと主張していた。

争点となつたのは、女性の同意のみで中絶をした医師の過失の有無である。

この点について記者会見し

個別判断には限界もある。



た医師側の代理人弁護士は、医師と患者は信頼関係で成り立つており、調査権限がないと裁判所に認められたこと

「医師と患者は信頼関係で成り立つており、調査権限がな

かび上がつた。

「性と生殖に関する自己決

定権」は女性の人権の基本だ。子どもを産む、産まない、何

人産むかなど、自分の体に関することは自分で選択し決め

いといふ考えが示されたと

る権利のことである。

ただ医療現

場では訴訟リスクを嫌い、同

意なしの手術に「の足を踏む

れば、国連の女性差別撤廃委員会は日本に同意要件の削除を

の同意を得ることが困難と判断すること」は不合理とまでは

求めている。

他方、相手の同意が得られ

ないまま望まない妊娠・出産

で追い詰められ、赤ちゃんが

犠牲になるという悲劇も後を

絶たない。

女性の自己決定権を妨げる法律の見直し議論も進めなければならぬ。

実確認の方法には限界があ

る」とも指摘する。